

広島県告示第三百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
広島県広島市東区戸坂惣田二丁目、同区戸坂くるめ木一丁目、同区戸坂上町、同区戸坂出江二丁目、同区戸坂出江一丁目、同区戸坂数甲二丁目及び同区戸坂山崎町地内	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示の区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項		
			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
			次の図のとおり	次の図のとおり
			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
			次の図のとおり	次の図のとおり
			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
			次の図のとおり	次の図のとおり
			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
			次の図のとおり	次の図のとおり
			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

戸坂くるめ 木一丁目二 (二四一 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂くるめ 木一丁目二 (二四一 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂くるめ 木二丁目一 (四三六五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂くるめ 木二丁目一 (四三六五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山崎町 八(四四三 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山崎町 八(四四三 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂惣田二 丁目(四四 五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂惣田二 丁目(四四 五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂惣田二 丁目(四四 五九一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂惣田二 丁目(四四 五九一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂惣田二 丁目(四四 五九一三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂惣田二 丁目(四四 五九一三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂惣田二 丁目(四四 五九一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂惣田二 丁目(四四 五九一四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂楼上下町 一一(五五 〇四一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂楼上下町 一一(五五 〇四一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂くるめ 木二丁目一 (五五〇五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂くるめ 木二丁目一 (五五〇五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂くるめ 木二丁目一 (五五〇五 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂くるめ 木二丁目一 (五五〇五 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山根三 丁目二(二 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山根三 丁目二(二 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山根三 丁目二(二 八一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山根三 丁目二(二 八一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

戸坂山根三 丁目二(二 八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山根三 丁目二(二 八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山根三 丁目二(二 八―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山根三 丁目二(二 八―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山根三 丁目二(二 八―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂山根三 丁目二(二 八―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
戸坂山根二 丁目一(二 一―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり			
戸坂出江二 丁目五(三 二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	戸坂出江二 丁目五(三 二〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
石ヶ原川右 支(一二九 五)	土石流	次の図のとおり	石ヶ原川右 支(一二九 五)	土石流	次の図のとおり
戸坂南支(一 二九四)	土石流	次の図のとおり	戸坂南支(一 二九四)	土石流	次の図のとおり
戸坂南支(一 二九四隣)	土石流	次の図のとおり	戸坂南支(一 二九四隣)	土石流	次の図のとおり
戸坂川右支 一(一二二)	土石流	次の図のとおり	戸坂川右支 一(一二二)	土石流	次の図のとおり
戸坂川(二 一)	土石流	次の図のとおり	戸坂川(二 一)	土石流	次の図のとおり
戸坂川左支 一(二六五)	土石流	次の図のとおり	戸坂川左支 一(二六五)	土石流	次の図のとおり
戸坂川左支 一(二六五 隣)	土石流	次の図のとおり	戸坂川左支 一(二六五 隣)	土石流	次の図のとおり
戸坂川左支 二(二六六)	土石流	次の図のとおり	戸坂川左支 二(二六六)	土石流	次の図のとおり
戸坂川左支 三(二三一 〇)	土石流	次の図のとおり	戸坂川左支 三(二三一 〇)	土石流	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。